

# 労働者派遣契約書（案）

千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、労働者派遣基本契約書第2条の規定により、労働者派遣の実施に関する必要な細目について次のとおり労働者派遣契約を締結する。

派遣先	事業所名	千葉県後期高齢者医療広域連合
	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内
	派遣先責任者	千葉県後期高齢者医療広域連合長
派遣元	事業所名	
	所在地	
	許可番号	
	派遣元責任者 (連絡先)	
派遣業務の内容	(1) 申請書及び添付書類（委任状や申立書等）の内容確認 (2) 標準システムへの申請情報入力及び入力内容の確認 ※入力件数 5, 700件程度 ※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条第1項第3号 事務用機器操作に該当 (3) 申請書及び添付書類（委任状や申立書等）のコピー (4) 申請書及び添付書類の返送作業 (5) その他後期高齢者医療制度の給付に係る事務 ※電話対応はないものとする。	
派遣業務に伴う責任の程度	一般派遣（部下なし、クレーム対応なし）	
派遣者の要件	(1) 電算システム入力作業及び一般事務作業の実務経験があること。 (2) 原則として、期間を通し同一人により業務に従事すること。 (3) 派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を生ずる場合は、協議の上、交代要員を配置させる等、必要な措置を講ずること。 (4) 発注者は派遣労働者が業務の遂行上不適格と判断した場合に、受注者に対し、派遣労働者の交代を求めることができる。	

派遣者の人数	4人
派遣就業場所	千葉県後期高齢者医療広域連合事務室 給付管理課 給付第2班 電話043-216-5013
組織単位	給付管理課 給付第2班
派遣先の指揮命令者	給付管理課長 ※給付管理課長が不在の場合の代行命令者は、給付管理課長補佐
派遣期間	令和8年4月27日(月)から令和8年6月24日(水)まで
就業日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた休日を除く平日
就業時間	就業時間 : 9:00~16:00まで(実働6時間) 休憩時間 : 12:00~13:00まで 予定就業時間(総計) 936時間
時間外労働	なし
就業日外労働	なし
安全衛生の事項	(1) 労働安全衛生法の主旨に沿って快適な作業環境の保持に努めること。 (2) 身体の不調時には、直ちに就業場所における指揮命令者に連絡すること。
社会保険	(1) 受注者は、派遣労働者の就業状況をふまえ、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行う。 (2) 受注者は、派遣労働者の雇用・社会保険の被保険者資格取得届の提出の義務について発注者に通知することとする。加入なしの場合は、その理由を付することとする。
通知及び届出	受注者は、派遣労働者名簿及び労働者派遣管理台帳を発注者に提出しなければならない。変更があった場合も同様とする。
福利厚生	派遣労働者の通勤に係る費用は受注者の負担とする。(自転車通勤者に係る駐輪場は発注者で確保するが、自動車通勤者に係る駐車場は受注者で確保すること。)
教育訓練	業務の開始時及び業務の遂行の都度、説明等実施する。
派遣料金の請求	(1) 受注者は、毎月末日で締め、派遣料金を計算し、発注者の定める手続きに従い、翌月初日以降に書面をもって発注者に請求する。 (2) 前項により発注者に請求する代金は、派遣労働者1人につき、労働者派遣基本契約書に定める派遣料に前月締め翌日から当月末日までの期間における就業実績時間を乗じたものとし、当該期間内に派遣された労働者人数分を合算した額に100分の10(消費税及び地方消費税)を乗じて得た額とする。 (3) 派遣料金算定の際、円未満の端数が生じた時は、これを四捨五入し、派遣料金に消費税及び地方消費税を乗じた際に円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。 (4) 発注者の都合により1日の勤務時間が個別の契約時間より短くなる場合は、その実働時間に拘らず勤務時間は個別の契約時間として扱うものとする。

派遣料金支払日	発注者は、請求書を受領した日から起算して、30日以内に受注者に対して派遣料金を支払わなければならない。
派遣労働者からの苦情処理	<p>苦情処理</p> <p>派遣労働者からの苦情の申出があった場合、発注者・受注者双方で連絡・協議し、誠実・適切な処理をするように努める。 なお、その結果については、派遣労働者に通知する。</p>
	<p>苦情の申出を受ける者</p> <p>派遣先：給付管理課 給付第2班 ○○ ○○ 電話043-216-5013 派遣元：</p>
派遣契約の中途解除の場合の措置	<p>(1) 派遣契約を途中で解除する場合は、その原因が派遣労働者不在のときは、解除の申出者は、30日以上猶予期間を持って相手方に通報すると共に、派遣労働者のその後の就業機会の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 発注者に起因する理由により派遣契約を中途解除する場合、発注者は受注者に派遣契約の残期間に見合った中途解除の予告手当を支払う。</p> <p>(3) 発注者と受注者とが誠意をもって話し合い定めることとする。</p> <p>(4) 発注者は、発注者の責に帰すべき事由により派遣契約の契約期間が満了する前に派遣契約の解除を行おうとする場合で、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときは、派遣契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならない。その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずる。</p> <p>また、発注者及び受注者の双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。</p>
管轄の合意	本契約に関する紛争の管轄裁判所は双方合意による直轄裁判所とする。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先が事前に派遣元に通知することとする。

派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	<input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定 <input type="checkbox"/> 60歳以上の派遣労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定しない
労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否かの別	<input checked="" type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input type="checkbox"/> 限定しない
そ の 他	<p>(1) 当該業務に必要な備品、消耗品等は発注者で用意する。</p> <p>(2) 事務室への入退出に必要なICカードは発注者で用意する。派遣労働者の責に帰すべき事由によりICカードを紛失した場合は受注者の負担とする。</p> <p>(3) 業務遂行上、派遣労働者が被った災害、本広域連合の原因により生じた災害を除き、千葉県後期高齢者医療広域連合は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(4) 受注者及び派遣労働者は、就業中に知り得た事項を許可なく公表し使用してはならない。</p> <p>(5) 受注者及び派遣労働者は、就業する業務に関係ある法令、条例及び規則を遵守すること。</p>

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 千葉市稲毛区天台六丁目4番3号  
国保会館内  
名称 千葉県後期高齢者医療広域連合  
代表者名 広域連合長 小 泉 一 成

受注者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名又は氏名